

(別紙4)〈自己評価結果公表様式例〉

## 自己評価結果の公表事項

①民間あつせん機関名

特定非営利活動法人ストークサポート

②評価対象期間

令和 1年 4月 1日～令和 2年 3月 31日

③自己評価結果

別紙のとおり。

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
(例) I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	b	基本方針は、パンフレット・ホームページに掲載し、職員研修で周知している。
No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。	b	基本方針は、養親用及び生みの親用パンフレット・ホームページに掲載し、説明会等で具体的に説明、職員にも周知している。
No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。	b	・単年度の事業計画について策定している。 ・業務についてはシステム化し、複数の専門家でいくつかのチームを作ることにより、突発的な事態も補完しあい、支援にあたることができている。基本的に前年度のあっせん数を保つ計画を行っているため、大きく収支がかわることなく安定している。
No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b	事業の実施状況について、常に全職員が状況を把握できるシステムがある。定期的に会議を行い、各責任者で状況を確認し共有している。
No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	b	ストークサポート養親対象の季刊誌で公表している。
No.5 I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	養親希望者による養育開始時に生みの親からアンケートをもらっている。研修時に養親希望者よりアンケートをもらっている。支援終了した養親には、毎年継続して4月にアンケートを実施し、振り返りを行えるようにしている。
No.6 I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	養親アンケートでの質問や要望について団体内で検討し、季刊誌で回答している。

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
No.7		<p><input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っていている。</p> <p>II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>
	b	<p>養子縁組あっせん責任者は、組織全体の責任者を兼務しており、基本方針に基づく活動が行えるよう</p>
No.8		<p>II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。</p>
No.9	b	<p>II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。</p>
No.10		<p>II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>
No.11	b	<p>定期的に各事務所の情報交流を目的とした研修会や、off-jtの活用、外部研修会への参加など。団体費用負担で行えるよう促している。</p> <p>II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>
	b	<p>基本的な業務については組織化されており、その組織に基づく体制づくりが行われている。</p> <p>事案については、会議で確認しながら進めており、個人の意見を取り入れた中で進めている。また会議以外にも意見や相談する窓口があり、個人が悩みを抱え込まないように配慮している。</p>

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。 ※法定事項</li> <li>・事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。</li> <li>・寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。</li> <li>・自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)</li> <li>・養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)</li> <li>・事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項</li> </ul>
No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項</li> <li>手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。</li> <li>手数料を受領した場合は、領収証を発行している。</li> <li>養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)</li> </ul>
No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な支援や手数料の額や取り扱いについては、養親用及び生みの親用パンフレットにて説明を行っている。</li> </ul>
No.15 II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>産院、地域の保健師、児童相談所、地域の助産院等はほとんどの案件でつなげることができておらず、連携した機関はシステム化され、職員全員がすぐに欲しい情報にアクセスできるようになっている。養親希望者へは研修で地域の資源を事前に調べるようしている。</li> </ul>
No.16 II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前の相談の際は必ず、資料を作成し産院と連携している。産院と養親希望者へ、双方の情報提供が必要であることを説明し、同意を得るよう努めている。</li> </ul>

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	a	必ず書面による情報提供と面談によるアセスメントを行い、エコマップによる関係者への聞き取りも可能な限り行っている。また、常に地域の保健師やMSWと情報共有し、多方面から確認を行っている。特別養子縁組以外の選択の可能性が見られたときは、適切な施設と連携するよう努めている。生みの親による養育の可能性をさぐるため、実際の面談以外にもメールや電話を用いてこまやかな相談援助を行っている。その上で親族や地域の保健師からも意見や情報収集している。
No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。	b	生みの親の地域の保健師と可能な限り連絡をとり、利用できる支援について情報提供や同行支援を行っている。養親希望者へはホームページやパンフレットで情報提供するとともに、相談会等面談の方法で個別の質問や相談に応じている。養親候補者への説明会では、実績数を公表し、委託される割合について伝えている。
No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。	a	・養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項 ・養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。 ・生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。 ・同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。 ・生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。 ・養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。
No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。	b	ホームページより、無料で請求できる養親用及び生みの親用パンフレットにより、誰にでもわかりやすく入手しやすい情報提供を行っている。 また質問があった場合には、丁寧に説明を行い、理解を深めてもらえるようにしている。
No.21 III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。	b	書面による情報提供のほか、面会や家庭訪問を数名の専門職(社会福祉士・児童福祉士・助産師・保育士)で行い、多くの視点から情報を得ることを心掛けている。同居家族は家庭訪問時に同席してもらい、意向を確認している。
□ 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。		

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
<input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行って いる。		

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
No.22 III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	b	各専門職を交えたケース会議を定期的に行い、支援計画をたてている。ケース担当はその計画に沿ってアセスメントしていく。マッチングが必要な際は養子縁組あっせん責任者を含めた会議を児童の最善の利益を最大限考慮しながら行う。
No.23 III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	—	国際的な養子縁組のあっせんは行っていない。
No.24 III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	—	国際的な養子縁組のあっせんは行っていない。
No.25 III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	b	あっせん前の児童の一時的な養育が必要な際は、事前に児童相談所へ相談し、乳児院を利用している。
No.26 III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	b	養親候補者の現状は、マッチング時に再確認している。養親候補者による児童の養育開始にあたっては、保育士等を一人、相談役として担当につけ、養育前から諸手続き(同居児童の届け出・健康保険・児童手当・申立て等)について指導や情報提供、関係機関との調整をし、スムーズな養育開始につなげている。
No.27 III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	b	児童の養育開始から審判確定半年後までは、担当を決め、諸手続き(同居児童の届出・健康保険・児童手当・申し立て等)や養育の相談支援を行っている。月に数回メールや電話、訪問により育児の状況を確認、定期会議で支援の方向を専門職と相談しながら決定することもある。

	全体の評価		
	評価ランク	評価の根拠	
No.28 III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	b	家庭訪問によるモニタリングの後会議を行い、法律上の親子関係を成立させることができが望ましいと考えられる場合、養親担当より申し立てについて指導及び助言を行っている。	
No.29 III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	b	養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。 □ 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。 □ 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項	養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。
No.30 III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	b	養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。 □ 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどは行っていない。 □ 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。 □ 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。	養親希望者に対し、養子縁組成立前養育の中止については研修で説明している。またマッチング時には、中止の可能性に対して再度説明し、過度の期待をさせないように心掛けている。生みの親の同意の撤回により中止になった養親希望者に対しては、次の特別養子縁組にむけて気持ちに寄り添うケアを心掛けている。
No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	b	児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。 □ 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。 □ 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 □ 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。	助産師による相談会を定期的に行っている。審判確定半年以降はアンケート調査を年に一回行い、養親から情報提供を受けている。支援が必要な児童に対しては、地域や専門機関を紹介、養親会ではセルフヘルプグループを構築していけるような支援を開始予定。
No.32 III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	b	養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。 □ 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。 □ 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。 □ 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。 □ 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。	8割ほどの養親が養親会に所属し、クローズの団体交流サイトにより、常時互いに情報交換や交流を行う予定で準備をしている。定期的に交流会や勉強会を開催、真実告知等について学ぶ機会を提供している。
No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	b	生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。 □ 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。 □ 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。	委託後も担当職員と連絡が取れる体制をとっており、思いを受容している。必要があれば、相談にのり、地域の支援機関に連絡をしている。

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。		
<input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 <input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。		
No.34 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	<p>養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。各支援についてマニアルが作成されており、必要なメール文書は統一されており、質の安定がはかられるように工夫している。</p>
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。 <input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異なるよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。 <input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。		
No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	<p>業務方法書の内容は、定期的に検証し、必要に応じて変更をしている。</p>
<input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。 <input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。		
No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。	b	<p>養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を行う機会は最低3回設けられ、組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。評価の過程については、全て文書化している。</p>
<input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上で強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。 <input type="checkbox"/> 餻子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。		
No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	b	<p>養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、「生みの親とその支援、負担金の使われ方、愛着、児童の病気や障がい、真実告知」について特に理解を深めさせている。先輩養親や同じ研修参加者と交流できる機会を設け、特別養子縁組に対して具体的にイメージできるよう心掛けている。</p>
<input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。 <input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)		
No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	b	<p>帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。個人データはクラウドソフトを活用し、職員間で共有している。</p>
<input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項 <input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。 <input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。 <input type="checkbox"/> 餻子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。 <input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。		

	全体の評価	
	評価ランク	評価の根拠
<input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。		
No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	b	あっせんに関する記録は、書類とデータの双方で永年保存している。
<input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。 <input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。		
No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	b	児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。  <input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。 <input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	b	苦情解決について責任者を定めており、記録として残している。
<input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 <input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。		
No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	b	アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。
<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。 <input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。 <input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。		
No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	b	相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備中。
<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。 <input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。 <input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。 <input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくするような言動を行っていない。		
No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	ヒヤリハットについて、記録に残している。養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成中。
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。 <input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。		